レポート

ウクライナ支援とふるさと納税

寄付する経路によって負担が異なることに対する違和感

金融研究部 主任研究員 高岡 和佳子 (03)3512-1851 takaoka@nli-research.co.jp

1---ふるさと納税の枠組みを活用したウクライナ支援

ウクライナに対する支援の動きが広がっている。役所に募金箱を設置するなど、ウクライナ支援の ための寄付金を募る自治体も多く、中にはふるさと納税の枠組みを活用している自治体もある。ふる さと納税の枠組みを活用したウクライナ支援と一口に言っても、具体的な内容は自治体によって様々 である(図表1)。

【図表1】ふるさと納税の枠組みを活用したウクライナ支援

	返礼品	支援額	使途
自治体1	有	寄付額から事務手数料(返礼品 購入費含む)を除いた額	ウクライナ人道危機救援金(日本赤十字社)
自治体2	無	寄付額から事務手数料を除いた額	ウクライナ人道危機救援金(日本赤十字社)
自治体3	無	全額 (寄付受付にかかる費用は自 治体負担)	ウクライナ人道危機救援金(日本赤十字社)
自治体4	無	_	ウクライナ人道危機救援金(日本赤十字社)
自治体5	無	_	ウクライナ人道危機救援金(日本赤十字社)及び 在日ウクライナ大使館
自治体6	無	_	ウクライナ避難民学生支援基金
自治体7	無	_	自治体に避難をされた方々への生活支援のほか、物 資の支援、医療や保健、子どもの保護など人道支援
自治体8	無	_	ウクライナに対する物資支援や 自治体内避難民の生 活支援等の人道支援

(資料) 筆者調べ

1 返礼品購入費を含む事務手数料の取り扱い

まず、返礼品がある自治体もある(自治体1)が、ほとんどの自治体は返礼品がない。納税者から 集めた寄付金の内、実際の支援に使われる額も自治体によって異なる。返礼品がある自治体は寄付額 から返礼品購入費を含む事務手数料を除いた額が支援に回される。返礼品がない自治体でも、寄付額 から事務手数料を除いた額を支援に回すと明記する自治体がある(自治体2)一方、納税者から集め た寄付金の全額を支援に回し、寄付受付にかかる事務手数料や寄付金受領証明書の発行にかかる費用 はすべて自治体が負担することを明記する自治体もある(自治体3)。

寄付受付にかかる事務手数料や寄付金受領証明書の発行にかかる費用の取り扱いを明記していない 自治体が多いが、返礼品がなければ、少なくとも寄付金の8割は支援に回されると考えてよいだろう。 返礼品の購入費を寄付額の3割以下に抑えるルールに加え、返礼品の購入費を含む費用合計を寄付額 の5割以下に抑えるルールもあるので、返礼品以外の費用は高々2割と考えられるからだ。

2 寄附金の使途

寄付金の使途も自治体によって様々だが、使途は大きく二つに分けられる。一つ目は、ウクライナ 支援を目的とした基金等への寄付で、自治体は寄付金を取りまとめる役割を担う。二つ目は自治体に 避難された方々への支援などウクライナからの避難民受け入れを前提とした使途である。過半数の自 治体が掲げる使途は、寄付金の取りまとめ(一つ目)である一方、避難された方々への生活支援(二 つ目)を掲げて寄付を募る自治体もある(自治体7及び自治体8)。

しかし、避難された方々への生活支援(二つ目)を掲げる自治体も、避難された方々への生活支援 だけでなく、物資支援などの人道支援も掲げている。現地への支援を自治体が単独で行うのは困難か つ非効率なので、程度の差はあるが、いずれの自治体にも寄付金の取りまとめ(一つ目)機能がある と考えられる。

3 | 寄附金の届け先(基金等)

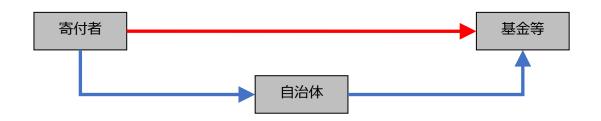
取りまとめた寄付金の届け先(基金等)も自治体によって異なる。過半数は日本赤十字社が開設す る「ウクライナ人道危機救援金」に寄付金を届ける。中には、在日ウクライナ大使館に寄付金を届け る自治体(自治体5)1や、ウクライナからの避難民学生に対し、授業料の全額無償化や、安全で安心 な居住環境を確保し、継続した学びの機会を提供する学校法人に寄付金を届ける自治体(自治体6) もある。

このように届け先(基金等)も多様だが、これら3つ基金等(日本赤十字社、在日ウクライナ大使 館、学校法人)には、直接個人からの寄付を受け付けているという共通点がある。このため、同一の 基金等に寄付する経路が少なくとも二つ存在する2。ふるさと納税の枠組みを活用して支援する経路 (図表2、青い経路) と直接支援する経路(図表2、赤い経路)である。

¹ ウクライナ支援を目的とした自治体5への寄付金のうち、3月中旬に定められた特定の期日迄の寄付金は在日ウクライナ 大使館が開設する口座に届けられる一方、特定の期日以降の寄付金は日本赤十字社が開設する「ウクライナ人道危機救援 金」に届けられることになっている。このため、厳密には、当レポート執筆時点において、在日ウクライナ大使館に寄付金 を届ける自治体はない(筆者が調べる限り)。

² 街頭募金、クレジット会社によるクレジット決済募金や EC サイトのポイント寄付など経路は複数ある。

【図表2】基金等を支援する二つの経路



そこで、これら二つの経路のどちらを選択するかによって、寄付者の負担及び、寄付者が居住する 自治体の負担がどのように異なるかを確認する。

1 ふるさと納税の枠組みを活用して支援する場合

まず、ふるさと納税の枠組みを活用して支援する場合、同年のふるさと納税額の合計が限度額以下 ならば、同年のふるさと納税額から2,000円を差し引いた金額相当の所得税・住民税が減額される(図 表3)。ふるさと納税以外の寄付がある場合、ふるさと納税額の合計が限度額を超える場合を考えると 複雑になるため、ここでは、寄付者はウクライナ支援目的のふるさと納税(寄付)のみを限度額の範 囲内で行うものとする。この前提の下で、ふるさと納税の枠組みを活用して支援する場合の実質的な 自己負担額は2,000円である。

【図表3】ふるさと納税で受けられる控除額(限度額以下の場合)

ふるさと納税額 (寄付金額)				
自己負担額 2,000 円 住民税特例分の控除 85%~45%(=90%-所得税率)		所得税分の控除 5%~45% [※] (=所得税率)	住民税基本分の控除 10%	
合計 90%				

※2037年中の寄付までは復興特別所得税がかかり、その分だけ所得税分の控除が増え、住民税特例分の控除が減る(図表4も同じ)

2 直接支援する場合

直接支援する場合も所得税・住民税などの減免措置はあるが、ふるさと納税ほどの減税効果はない。 住民税特例分の控除(図表3の青色)は、ふるさと納税に限った特例だからである。しかも、所得税 分の控除(図表3の緑色)の取り扱いは3つ基金等(日本赤十字社、在日ウクライナ大使館、学校法 人) でそれぞれ異なる。そして、3つの基金等の場合、住民税基本分の控除(図表3の黄色)の適用 はないと考えられる(図表4)。

【図表4】 基金等別所得税分の控除及び住民税基本分の控除の取り扱い

	所得税分の控除 5%~45% [*] (=所得税率)	住民税基本分の控除 10%
日本赤十字社による 「ウクライナ人道危機救援金」	適用対象	適用外
在日ウクライナ大使館	適用外	適用外
学校法人による 避難民学生への支援	適用対象 (特例あり)	適用外

まず、日本赤十字社による「ウクライナ人道危機救援金」の場合、所得税分の控除の対象となるが、 住民税基本分の控除の対象とならない。日本赤十字社に対する寄付で住民税基本分の適用となるのは、 寄付者が居住する都道府県内にある支部への寄付でかつ、総務大臣の指定を受けた事業に限られるか らだ。

次に、在日ウクライナ大使館の場合、所得税分の控除の対象にも、また住民税基本分の控除の対象 にもならない。寄付金控除の対象は、国や地方公共団体、特定の法人などに限られるからだ。

最後に、避難民学生を支援する学校法人の場合、所得税分の控除の対象となるだけでなく、所得控 除の適用を受けるか、税額控除(特例)の適用を受けるかを寄付者が選択することができる3。所得控 除の場合、寄付額から 2,000 円を差し引いた金額に所得税率を乗じた金額の減税効果であるのに対し、 税額控除(特例)の場合、寄付額から 2,000 円を差し引いた金額の 40%の減税効果がある4。よほど の高額所得者(課税所得が1,800万円以上)でない限り、所得税率は40%を下回るので、大部分の人 にとっては税額控除(特例)の適用を選択した方が減税効果は大きい。

所得税分の控除では所得控除に代えて税額控除を選択できるという特例まで認められるが、住民税 基本分の控除の対象になる可能性は極めて低い。学校法人への寄付の場合、住民税基本分の控除の対 象になるのは、住民の福祉の増進に寄与する寄付金として、寄付者が居住する自治体の条例で定める ものに限られる。避難民学生への支援に意義はあるが、この支援が住民の福祉の増進に寄与する寄付 金として寄付者の居住する自治体の条例で定められているとは考えにくい。

所得税率 20%の納税者が、ウクライナ支援のために 10 万 2,000 円を直接寄付した場合、自己負担 額がどれくらいになるのだろうか。日本赤十字社による「ウクライナ人道危機救援金」なら、寄付額 10万 2,000円から 2,000円を差し引いた金額 10万円の所得税率 20%(2万円)分だけ所得税が減額 されるだけなので、自己負担額は8万2,000円になる。在日ウクライナ大使館なら、寄付額10万2,000

⁴ 復興特別所得税の影響もあるが、本旨とは関係がないので、簡略化のため本稿では割愛する。



³ 所得控除の適用が認められるのは、一定の要件を満たした学校法人への寄付に限られるが、避難民学生への支援のための 寄付金を募る学校法人は一定の要件を満たしている。

【図表5】 寄付する経路による寄付者の負担の相違(所得税率20%、寄付額102,000円の場合)

		住民税特例分の控除	所得税分の控除	住民税基本分の控除	自己負担額
ふるさと納税の枠組みを活用		○ ¥70,000	○ ¥20,000	○ ¥10,000	¥2,000
	日本赤十字社による 「ウクライナ人道危機救援金」	× ¥0	○ ¥20,000	× ¥0	¥82,000
直接 支援	在日ウクライナ大使館	× ¥0	× ¥0	× ¥0	¥102,000
	学校法人による 避難民学生への支援	× ¥0	© ¥40,000	× ¥0	¥62,000

円全額が自己負担額となる。避難民学生への支援のための寄付金を募る学校法人への寄付の場合でも、 寄付額 10 万 2,000 円から 2,000 円を差し引いた金額 10 万円の 40% (4 万円) 分だけ所得税が減額さ れるだけなので、自己負担額は6万2,000円になる。

いずれにせよ、ふるさと納税の枠組みを活用して支援するか直接支援するかによって、自己負担額 は大きく異なる。自己負担額が異なるのは、寄付者の善意の大小、優劣といった類の問題ではなく、 経路によって国や寄付者が居住する自治体の負担が相違するといった制度の問題である。

3 一寄付する経路による寄付者が居住する自治体の負担の相違

そこで、所得税率 20%の納税者が、ウクライナ支援のために 10 万 2.000 円を直接寄付した場合の 国並びに寄付者が居住する自治体の負担額(都道府県の負担額と市区町村の負担額は合計)と、経路 による負担額の差異を確認する(図表6)。

【図表6】経路による国並びに寄付者が居住する自治体の負担額の差異

		国の負担額	寄付者が居住する 自治体の負担額	<参考> 寄付者の負担額
ふるさと納税の 枠組みを活用	① 確定申告	¥20,000	¥80,000	¥2,000
	② ワンストップ特例制度	¥0	¥100,000	¥2,000
直接支援	A 日本赤十字社による 「ウクライナ人道危機救援金」	¥20,000	¥0	¥82,000
	B 在日ウクライナ大使館	¥0	¥0	¥102,000
	で 学校法人による 避難民学生への支援	¥40,000	¥0	¥62,000
差異	① - A	¥0	¥80,000	¥-80,000
	① - B	¥20,000	¥80,000	¥-100,000
	① - C	¥-20,000	¥80,000	¥-60,000
	② - A	¥-20,000	¥100,000	¥-80,000
	② - B	¥0	¥100,000	¥-100,000
	② - C	¥-40,000	¥100,000	¥-60,000

直接支援せず、ふるさと納税の枠組みを活用して支援することで、寄付者の負担額が大きく減少す ることのしわ寄せは、寄付者が居住する自治体が受け、自治体の負担額が増加する。住民税特例分の 控除(図表3の青色)と住民税基本分の控除(図表3の黄色)が、直接支援する場合は適用外なのに、 ふるさと納税の枠組みを活用して支援すると適用されるのだから、寄付者が居住する自治体の負担額 が増加するのは、当たり前ともいえる。

注目に値するのは国の負担額はほとんど増加しない点である。まず、ふるさと納税の枠組みを活用 する寄付者がワンストップ特例制度を利用する場合、国が負担すべき所得税分の控除(図表3の緑色) も寄付者が居住する自治体が肩代わりすることになるので、国の負担が減ることはあっても増えるこ とはない。ふるさと納税の枠組みを活用する寄付者が確定申告する場合、もともと所得税分の控除(図 表3の緑色)の適用外である在日ウクライナ大使館の場合に限り増加するが、避難民学生への支援の ための寄付金を募る学校法人への寄付の場合は減少する。一定の要件を満たした学校法人への寄付の 場合は所得控除の適用を受けるか、税額控除(特例)の適用を受けるかを選択することが可能だが、 ふるさと納税の場合は選択の余地がないからである。

4――ふるさと納税制度全体を見直す時期が来ているのではないか

ふるさと納税の枠組みを活用して支援する寄付者と同様、ふるさと納税の枠組みを活用している自 治体も善意で行動している。寄付受付にかかる事務手数料や寄付金受領証明書の発行にかかる費用の すべてを自治体が負担するケースもあるし、寄付受付にかかる事務手数料や寄付金受領証明書の発行 にかかる費用を除いた額を基金などに届ける自治体もプラスはない。しかし、ふるさと納税の枠組み を活用している自治体の善意が、寄付者が居住する自治体の負担の上に成り立っている点に違和感を 覚える。

また、地方税法では、学校法人を含む特定の法人への寄付のうち、住民税における寄附金控除の対 象となるのは、住民の福祉の増進に寄与する寄付金として自治体の条例に定めるものに限られる。普 通に考えると、住民の福祉の増進に寄与するか否かを判断する権限は自治体にあるはずだが、ふるさ と納税という枠組みを活用すれば、他の自治体が実質的に介入できてしまう点も理解できない。

更に、総務省のふるさと納税ポータルサイトには『税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができ ないか。そのような想いのもと、「ふるさと納税」は導入されました』といった記述がある。また、 ふるさと納税の返礼品に対し、地場産品に限定するといったルールもある。これら事実をもとに、「寄 付先自治体への貢献」がふるさと納税の趣旨と解釈した場合、自治体に避難された方々への支援はと もかく、ウクライナ現地への支援はふるさと納税の趣旨に反するのではないか。人道的という事情が あるとはいえ、住民税特例分の控除を適用することが適切と言えるのか。といった疑問も残る。

このように書くと、ふるさと納税の返礼品に対してだけでなく、使途に対してもふるさと納税の趣 旨を踏まえたルールが必要だと考えるかもしれない。しかし、ルールでの対応は困難で、返礼品のル ールのように「いたちごっこ」を繰り返すことになりかねない。ふるさと納税制度全体を見直す時期 が来ているのではないだろうか。